



発行 東京都

目次

告示(公)

- 技能検定員審査の実施……………一
- 教習指導員審査の実施……………二

公告

- 特例認定特定非営利活動法人の特例認定の失効…三
- ……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………三
- 認定特定非営利活動法人の認定の失効……………(同)……………三

告示(公)

●東京都公安委員会告示第204号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和3年7月6日

東京都公安委員会

委員長 北井久美子

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査
 - (2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査
 - (3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査
- 2 審査を受けようとする者の資格
- 次に掲げる技能検定員審査の種類に応じた書類を提示できる者

- (1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査
大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（大型）
- (2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査
大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（中型）又は道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る技能検定員資格者証とみなされる技能検定員資格者証（大型）
- (3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（普通）

3 審査項目及び審査細目

- (1) 技能検定に関する技能
 - ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能
 - イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能
- (2) 技能検定に関する知識
 - ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第

57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

イ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

4 審査細目の免除

規則第17条第1項又は第3項のいずれかの規定に該当する者

5 審査の日時及び場所

- (1) 日時
令和3年8月6日（金曜日）
時間については申請書提出時に指定する。
- (2) 場所
警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）

6 申請手続

- (1) 申請書類
 - ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）
 - イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの）
 - ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面
- (2) 受付日時
令和3年7月19日（月曜日）及び同月20日（火曜日）の午前9時30分から午後4時まで
- (3) 受付場所
警視庁運転免許本部運転者教育課（府中市多磨町三丁目1番地の1）
- (4) 申請に関する注意事項

<p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和3年7月7日（水曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証及び技能検定員資格者証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料 21,500円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2の1の項備考2に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品 (1) 運転免許証 (2) 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）</p> <p>9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03（3581）4321 内線7250-5265</p> <p>●東京都公安委員会告示第205号 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和3年7月6日</p>	<p>東京都公安委員会 委員長 北井久美子 記</p> <p>1 審査の種類 (1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査 (2) 中型自動車第二種免許教習指導員審査 (3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査</p> <p>2 審査を受けようとする者の資格 次に掲げる教習指導員審査の種類に応じた書類を提示できる者 (1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査 大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（大型） (2) 中型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（中型）又は道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る教習指導員資格者証とみなされる教習指導員資格者証（大型） (3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（普通）</p> <p>3 審査項目及び審査細目 (1) 教習に関する技能 ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能 イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をい</p>	<p>う。）に必要な教習の技能</p> <p>(2) 教習に関する知識 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識</p> <p>4 審査細目の免除 規則第17条第1項又は第5項のいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所 (1) 日時 令和3年8月6日（金曜日） 時間については申請書提出時に指定する。</p> <p>(2) 場所 警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>6 申請手続 (1) 申請書類 ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。） イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの） ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面 (2) 受付日時 令和3年7月19日（月曜日）及び同月20日（火曜日）の午前9時30分から午後4時まで</p>
---	--	---

<p>(3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課 (府中市多磨町三丁目1番地の1)</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和3年7月7日(水曜日)から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証及び教習指導員資格者証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料 12,450円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例(平成12年東京都条例第99号)別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品 (1) 運転免許証 (2) 筆記用具(黒色又は青色のボールペン)</p> <p>9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03(3581)4321 内線7250-5265</p> <p style="text-align: center;">公 告</p> <p>特例認定特定非営利活動法人の特例認定の失効について</p>	<p>特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第六十一条の規定により、特例認定特定非営利活動法人の特例認定が効力を失ったので、同法第六十二条において準用する同法第五十七条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>令和三年七月六日</p> <p style="text-align: center;">東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人 e-Education</p> <p>二 代表者の氏名 三輪 開人</p> <p>三 主たる事務所の所在地 千代田区東神田一丁目二番八号 赤塚ビル二階</p> <p>四 失効の理由 特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認定を受けたため</p> <p>五 失効年月日 令和三年六月二日</p> <p style="text-align: center;">認定特定非営利活動法人の認定の失効について</p> <p>特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十七条第一項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定が効力を失ったので、同法第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>令和三年七月六日</p>	<p style="text-align: right;">東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人ハッスル</p> <p>二 代表者の氏名 中田 建一郎</p> <p>三 主たる事務所の所在地 港区南青山一丁目十五番十九号 グランドメゾン乃木坂二〇四号室</p> <p>四 失効の理由 特定非営利活動促進法第四十四条第一項に規定する認定の有効期間が経過したため</p> <p>五 失効年月日 令和三年六月十四日</p>
--	---	---

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

